

四日市市告示第 1 1 8 号

四日市市環境改善設備資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市環境改善設備資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市環境改善設備資金融資制度要綱（昭和 4 2 年四日市市告示第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の条件)</p> <p>第 5 条 融資の条件は次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 連帯保証人</p> <p>原則として借受者が法人の場合は代表者が連帯保証人となり、個人の場合は不要とする。ただし、他に実質的経営者がいる場合等は連帯保証人に加える場合がある。<u>法人代表者であって事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、中小企業庁が定める事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115 中庁第 15 号)に基づくものとする。</u></p>	<p>(融資の条件)</p> <p>第 5 条 融資の条件は次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 連帯保証人</p> <p>原則として借受者が法人の場合は代表者が連帯保証人となり、個人の場合は不要とする。ただし、他に実質的経営者がいる場合等は連帯保証人に加える場合がある。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。